

修繕・改修
待ったなし

明るく楽しい 県営住宅を

一般会計から思い切った財政投入を

県議団と地方議員・県営住宅の住民は1月29日、左記の内容と個別の団地の改善要求をもって、県建築局・住宅供給公社と懇談し、入居者が明るく楽しく暮らせる県営住宅をめざして、県の対応を求めました。

「ベランダの一部が崩落しているが放置されている」「玄関ドアの塗装が剥げてひどい状態だ」「ベランダの錆がひどく、布団が干せない」「下水の排水が悪く、逆流してくる」「入居時の風呂設置に大金がいるので、入居辞退者が多い」「共益費が2700円、集金が困難。家賃と一緒に県が徴収してほしい」などなど、多くの要望が出され、早急の対処を求めました。

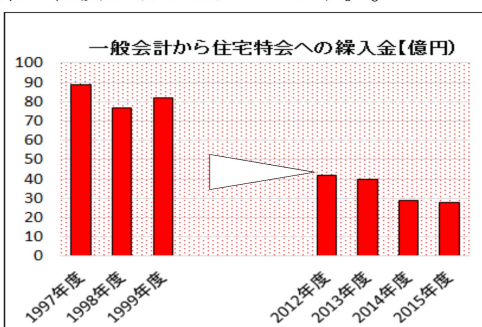


県建築局と住宅供給公社（左）と要望で懇談する住民と議員（右）

「思いは同じ、予算がない」

これに対し県当局は、「危険度の高い所を重視して対応している」「ベランダの修繕は優先順位をつけて対応している」「玄関ドアは明示されていないが入居者負担をお願いしている」など答え、「ご指摘の点はその通り。維持管理費が全く足りない」と悩みを漏らしました。

下図のとおり、財政難を理由に一般会計から県営住宅特別会計への繰入が削減されています。公営住宅法の改正で家賃収入も約70億円減っています。老朽化もはげしい。県の公営住宅政策の転換が求められています。



県営住宅に関する懇談と要望の申し入れ

日本共産党愛知県議会議員団はこの間、県営住宅の居住者や居住者と接している地方議員から、県営住宅に対する要望や意見をいただきました。

公営住宅法は、県営住宅の設置目的を「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、・・・国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」としています。また、「愛知県県営住宅ビジョン」では、「当たり前で暮らしが継続できる住宅としての機能を確保する」を基本理念に据え、「安心して暮らすことのできる住宅の確保」「環境に配慮した良質な住宅の供給」などを具体的施策としています。

2014年11月には、日本共産党愛知県委員会が集約した県営住宅37団地、491件の要望に基づき、県当局の考え方と対応を求めました。県当局の努力もあって、平成27年度の県営住宅の維持修繕費は約6億円(+16%)増額されました。

下記の事項について、この間の県営住宅事業の状況を懇談するとともに、現地の要望などにお答えいただくようよろしくお願いいたします。

1. 県営住宅の立替計画や長寿命化改善計画を教えてください。また、その進捗状況を教えてください。
2. 立替計画が一定年度の後になる県営住宅については、計画修繕（大規模修繕）を緊急に行ってください。
3. 10数年前に比べて県営住宅の維持修繕費は大幅に減っています。維持修繕費を大幅に増額し、入居者の要望に応じてください。
4. 県営住宅の共用部分で、管理者がおこなう修繕の概要をお示ください。特に、玄関ドアや手すりなど塗装の剥離など、原因が入居者の責めではなく老朽化による場合は、管理者の負担で改修してください。
5. 県営住宅に入りたい人が、入れなくて困っています。空家修繕を早急に行って、募集件数を大幅に増やしてください。